

●香川県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月14日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-----------------------------------|
| 善通寺市善通寺町字大池ノ東1406番1 地先から 善通寺市善通寺町字大池ノ東1405番1 地先まで | 12.4~12.7 | 29 | 平成17年香川県告示第 379号で変更した区域 の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成26年3月14日